

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年07月01日 ～ 2024年06月30日までの 3年間
2. 内容

目標1：2024年6月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 2021年12月～ 社内掲示板などによる社員への周知

目標2：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 2021年07月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2021年07月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に1回行う
- 2021年07月～ 社内掲示板などでキャンペーンを行う